



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年12月1日金曜日 第465号

◇ 目 次 ◇ 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（男女参画・子育て支援課）...1251
愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則.....（土木管理課）...1252

告 示

指定納付受託者の指定.....（観光国際課）...1253
愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程の一部改正.....（農地整備課）...1253
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....（"）...1253
保安林の皆伐面積の限度の公表.....（森林整備課）...1254
くろまぐる（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）...1255
くろまぐる（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（"）...1256
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定.....（用地課）...1256
道路の供用開始（一般国道317号）.....（東予地方局今治土木事務所）...1262
道路の供用開始（県道滑床松野線）.....（南予地方局管理課）...1262

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（男女参画・子育て支援課）...1263

公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....（土木管理課）...1269

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）...1269

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）...1269

規 則

○愛媛県規則第49号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中村時広

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)～(12)の3 省略</p> <p><u>(12)の4 法第59条第7項の規定による施設の設置者等に関する情報の提供の要求に関すること。</u></p> <p>(13) 法第59条第8項の規定による市町長への通知に関すること。</p> <p>(13)の2 法第59条第9項の規定による同条第5項の命令をした旨</p>	<p>（委任）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)～(12)の3 省略</p> <p>(13) 法第59条第7項の規定による市町長への通知に関すること。</p>

の公表に関すること。

(14)～(25) 省略

3 省略

(14)～(25) 省略

3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第50号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

(愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第3(第19条、第28条関係)	別表第3(第19条、第28条関係)
1～5 省略	1～5 省略
6 <u>上浮穴郡久万高原町久万190番地1</u> 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内	6 <u>上浮穴郡久万高原町久万571番地1</u> 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内
7～11 省略	7～11 省略

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第2条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和60年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>上浮穴郡久万高原町久万190番地1</u> 中予地方局久万高原土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所	省略	<u>上浮穴郡久万高原町久万190番地1</u> 中予地方局久万高原土木事務所内	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>上浮穴郡久万高原町久万571番地1</u> 中予地方局久万高原土木事務所内</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所	省略	<u>上浮穴郡久万高原町久万571番地1</u> 中予地方局久万高原土木事務所内	省略
名 称	場 所												
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所	省略												
	<u>上浮穴郡久万高原町久万190番地1</u> 中予地方局久万高原土木事務所内												
	省略												
名 称	場 所												
愛媛県浄化槽工 事業者登録簿閱 覧所	省略												
	<u>上浮穴郡久万高原町久万571番地1</u> 中予地方局久万高原土木事務所内												
	省略												

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)
1～4 省略	1～4 省略
5 <u>上浮穴郡久万高原町久万190番地1</u> 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内	5 <u>上浮穴郡久万高原町久万571番地1</u> 愛媛県中予地方局久万高原土木事務所内
6～10 省略	6～10 省略

附 則

この規則は、令和5年12月4日から施行する。

告示

○愛媛県告示第1221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表6の表17の項に掲げる手数料	令和5年12月4日から令和9年3月31日まで	令和5年11月21日

○愛媛県告示第1222号

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程（昭和47年11月愛媛県告示第1093号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の62.5以内（第1号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の65以内）、中山間地域農業農村総合整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の55以内（同号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の60以内）、農地中間管理機構関連農地整備事業及び中山間地域農業農村総合整備事業以外の事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の50以内（次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の55以内）とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 急傾斜地帯（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）<u>第50条第15項</u>の農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。）</p> <p>(8) 省略</p> <p>附 則</p> <p>5 水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域又はスマート農業導入推進計画を作成した地区において行う農業競争力強化農地整備事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費に関する補助金の額は、第4条及び前項の規定にかかわらず、令和7年度までに実施される補助事業に係るものにあつては、定額とする。</p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の62.5以内（第1号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の65以内）、中山間地域農業農村総合整備事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の55以内（同号に掲げる地域において行う補助事業にあつては、100分の60以内）、農地中間管理機構関連農地整備事業及び中山間地域農業農村総合整備事業以外の事業に係る補助事業に要する経費にあつては100分の50以内（次に掲げる地域又は区域において行う補助事業にあつては、100分の55以内）とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 急傾斜地帯（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）<u>第50条第14項</u>の農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。）</p> <p>(8) 省略</p> <p>附 則</p> <p>5 水田農業高収益化計画又は輸出事業計画の策定地域_____において行う農業競争力強化農地整備事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業に係る補助事業に要する経費に関する補助金の額は、第4条及び前項の規定にかかわらず、令和7年度までに実施される補助事業に係るものにあつては、定額とする。</p>

○愛媛県告示第1223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、東温市下林、則之内、松瀬川及び井内地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・東温地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年12月4日から令和6年1月4日まで
- 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第1224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、今治市高部、杣田地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・波止浜地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年12月4日から令和6年1月4日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所本庁

○愛媛県告示第1225号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	501.72	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	23.10	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	373.33	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字識訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	828.50	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	206.95	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字識訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	276.60	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	50.14	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	389.80	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	269.17	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	617.42	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	21.64	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	75.08	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	813.07	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	109.31	
八 幡 浜 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	11.20	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	58.02	
宇 和 島 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	585.87	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	127.22	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	18.12	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.84	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、

上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	2.70	松山市（中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）
四万十川	水源かん養保安林	546.20	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	38.94	
仁淀川上流	水源かん養保安林	783.49	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）
	土砂流出防備保安林	50.60	
東予	干害防備保安林	19.03	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中予	干害防備保安林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南予	干害防備保安林	20.02	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東予	保健保安林	17.92	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今治地区	保健保安林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中予	保健保安林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八幡浜～肱川	保健保安林	14.50	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	保健保安林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓削地区	保健保安林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1226号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年10月愛媛県告示第1106号）を次のとおり変更した。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	変更前	変更後
		愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで
	7月から9月まで	2.8トン	2.8トン
	10月から12月まで	5.4トン	8.9トン
	1月から3月まで	3.0トン	3.0トン

総計	13.0トン	16.5トン
----	--------	--------

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1227号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くるまぐる（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（令和5年6月愛媛県告示第724号）を次のとおり変更した。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くるまぐる（大型魚）漁業	2.6トン	0.1トン

○愛媛県告示第1228号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第32条第1項の規定により、令和5年11月21日次のとおり収用及び使用についての裁定をした。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 起業者の氏名又は名称
愛媛県
- 2 事業の種類
一級河川肱川水系肱川改修工事（本郷工区）及びこれに伴う県道付替工事
- 3 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

区 分	所 在	地 番	地 目		面 積		
			公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用及び使用しようとする土地の実測(㎡)
収 用	愛媛県大洲市菅田町大竹字西前道外	甲330番3	畑	畑	97	97.75	97.75
	愛媛県大洲市菅田町大竹字平塚道外	甲331番	畑	畑	46	91.21	91.21
使 用	愛媛県大洲市菅田町大竹字西前道外	甲330番2	畑	畑	32	32.07	32.07

- 4 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期
令和6年2月20日
- 5 特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件の引渡し又は当該物件の移転の期限
令和6年2月20日
- 6 使用の方法及び期間
 - (1) 使用の方法
護岸を設置するにあたり収用しようとする土地の外側を掘削するための一時使用とし、その使用の範囲は収用しようとする土地から2.19mの部分とする。
 - (2) 使用の期間
令和6年2月21日から120日
- 7 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額
別記第1のとおり
- 8 法第35条第2項の規定による請求又は要求について
法第35条第1項において準用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第79条の規定による請求を採用し、収用する物件の種類及び数量は、別記第2のとおりとする。

別記第1

特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

被補償者	補償項目	持 分	土地に対する損失の補償（円）			土地に対する損失の補償以外の損失の補償（円） 立竹木補償金	合 計
			収用する土地に対する損失の補償	使用する土地に対する損失の補償	残地に対する損失の補償		
矢 野 安 佐 子		1 / 224	2,721	10	126	0	2,857

嶋津多恵子	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
矢野隆雄	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
澤田光恵	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
渡邊ますみ	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
山田節子	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
山田廣志	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
竹内真友	1 / 1,344	453	2	21	0	476
嶋田一郎	1 / 1,344	453	2	21	0	476
山本愛	1 / 1,344	453	2	21	0	476
幸田ツタ子	1 / 448	1,360	5	63	0	1,428
平塚菊美	5 / 448	6,802	24	316	0	7,142
河村美智子	1 / 1,792	340	1	16	0	357
平塚芳男	1 / 1,792	340	1	16	0	357
丸山久美子	1 / 5,376	113	0	5	0	118
丸山由華	1 / 5,376	113	0	5	0	118
丸山元子	1 / 5,376	113	0	5	0	118
平塚清治	1 / 1,792	340	1	16	0	357
都健司	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
上見富美子	1 / 672	907	3	42	0	952
上野和久	1 / 672	907	3	42	0	952
西野弘子	1 / 672	907	3	42	0	952
高岡博	1 / 448	1,360	5	63	0	1,428
高岡昭	1 / 448	1,360	5	63	0	1,428
児玉光正	1 / 448	1,360	5	63	0	1,428
児玉幸三	1 / 448	1,360	5	63	0	1,428
高井博子	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
田丸一代	1 / 672	907	3	42	0	952
二宮宗明	1 / 672	907	3	42	0	952
二宮道秋	1 / 672	907	3	42	0	952

北田 都季子	1 / 1,120	544	2	25	0	571
川崎 康太郎	1 / 1,120	544	2	25	0	571
谷 仁	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
谷 久美子	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
谷 潔	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
小幡 光幸	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
村上 和男	1 / 336	1,814	6	84	0	1,904
山本 恭子	1 / 336	1,814	6	84	0	1,904
大野 昌子	1 / 336	1,814	6	84	0	1,904
戸井田 美代子	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
岡本 麻里	1 / 448	1,360	5	63	0	1,428
岡本 洋明	1 / 448	1,360	5	63	0	1,428
竹本 佳男	1 / 56	10,883	38	506	0	11,427
竹本 光芳	1 / 56	10,883	38	506	0	11,427
西野 光一	25 / 1,176	12,956	45	602	0	13,603
西野 瞳	3 / 196	9,328	33	433	0	9,794
宮下 真由美	25 / 1,176	12,956	45	602	0	13,603
本田 峰子	25 / 1,176	12,956	45	602	0	13,603
伊藤 昭江 上記成年後見人 長谷川啓子	25 / 1,176	12,956	45	602	0	13,603
西野 道則	25 / 1,176	12,956	45	602	0	13,603
西野 秀夫	25 / 1,176	12,956	45	602	0	13,603
亡 長沼マサ子 相続財産 相続財産管理人 不明	1 / 15	40,630	142	1,888	0	42,660
猪岡 義弘	1 / 225	2,709	9	126	0	2,844
猪岡 秀昭	1 / 225	2,709	9	126	0	2,844
猪岡 浩	1 / 225	2,709	9	126	0	2,844
河合 玲子	1 / 150	4,063	14	189	0	4,266
猪岡 陽一	1 / 150	4,063	14	189	0	4,266
猪岡 隆	1 / 75	8,126	28	378	0	8,532
猪岡 佳壽子	1 / 150	4,063	14	189	0	4,266

山田雅子	1 / 300	2,031	7	94	0	2,132
猪岡保彦	1 / 300	2,031	7	94	0	2,132
水谷晴子	1 / 75	8,126	28	378	0	8,532
鈴木千恵子	1 / 420	1,451	5	67	0	1,523
富澤明子	1 / 840	726	3	34	0	763
平井恵子	1 / 840	726	3	34	0	763
村野アカネ	1 / 840	726	3	34	0	763
村野健太郎	1 / 1,680	363	1	17	0	381
村野恭平	1 / 1,680	363	1	17	0	381
村野芳孝	1 / 420	1,451	5	67	0	1,523
岡崎秋善	1 / 280	2,177	8	101	0	2,286
白石登美子	1 / 280	2,177	8	101	0	2,286
叶岡正徳	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
岸本志穂	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
岡崎猪佐男	1 / 280	2,177	8	101	0	2,286
東三枝子	1 / 280	2,177	8	101	0	2,286
西野勝子	5 / 784	3,887	14	181	0	4,082
西野悟	1 / 1,680	363	1	17	0	381
西野剛	1 / 1,680	363	1	17	0	381
西野隆	1 / 1,680	363	1	17	0	381
西野美代子	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
西野由香理	1 / 1,120	544	2	25	0	571
宮内利恵	1 / 1,120	544	2	25	0	571
西野伴子	1 / 560	1,088	4	51	0	1,143
佐藤綾	1 / 1,120	544	2	25	0	571
河野久美	1 / 1,120	544	2	25	0	571
緒方喜久子	1 / 80	7,618	27	354	0	7,999
西野幸男	1 / 80	7,618	27	354	0	7,999
矢野博孝	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810

矢野澄子	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
岩本かよ子	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
阪田光子	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
西野栄作	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
西野雅夫	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
林勇吉	13 / 1,344	5,895	21	274	0	6,190
南口明美	11 / 1,344	4,988	17	232	0	5,237
真鍋澄江	1 / 112	5,441	19	253	0	5,713
北玲子	1 / 112	5,441	19	253	0	5,713
西野キヨ子	1 / 112	5,441	19	253	0	5,713
西野長壽	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
西野静夫	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
平見操	1 / 840	726	3	34	0	763
記内妙子	1 / 840	726	3	34	0	763
吉田晃	1 / 840	726	3	34	0	763
野上美樹	1 / 280	2,177	8	101	0	2,286
片山佐喜子	3 / 560	3,265	11	152	0	3,428
片山淳一	1 / 1,120	544	2	25	0	571
西岡真理子	1 / 1,120	544	2	25	0	571
谷本勝子	1 / 280	2,177	8	101	0	2,286
角幹彦	17 / 8,960	1,156	4	54	0	1,214
角みぎわ	17 / 10,752	964	3	45	0	1,012
SUMI TOSHIHIKO	17 / 10,752	964	3	45	0	1,012
広瀬理恵	17 / 3,360	3,083	11	143	0	3,237
大越陽子	3 / 1,120	1,632	6	76	0	1,714
村上勝世	17 / 3,360	3,083	11	143	0	3,237
柳谷康子	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
宮原敬治	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
種村明子	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810

井戸垣 幸 枝	1 / 112	5,441	19	253	0	5,713
久保田 信 夫	1 / 112	5,441	19	253	0	5,713
曾 根 幸 子	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
酒 井 正 義	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
酒 井 優 一	1 / 672	907	3	42	0	952
酒 井 寛 之	1 / 672	907	3	42	0	952
酒 井 貴 志	1 / 672	907	3	42	0	952
酒 井 利 治	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
田 淵 順 也	1 / 112	5,441	19	253	0	5,713
田 淵 勇 二	1 / 112	5,441	19	253	0	5,713
富 岡 静 江	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
櫻 田 和 明	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
櫻 田 昌 和	1 / 168	3,628	13	169	0	3,810
酒 井 了 子	1 / 896	680	2	32	0	714
兼 久 智 美	1 / 896	680	2	32	0	714
酒 井 潤 一	1 / 896	680	2	32	0	714
酒 井 真 也	1 / 896	680	2	32	0	714
藤 本 滝 栄	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
東 清 満	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
山 口 とよか	1 / 224	2,721	10	126	0	2,857
吉 田 茂 子	1 / 490	1,244	4	58	0	1,306
清 水 功	9 / 1,960	2,798	10	130	0	2,938
宮 田 良 枝	9 / 1,960	2,798	10	130	0	2,938
清 水 守	9 / 1,960	2,798	10	130	0	2,938
池 田 純 一	1 / 196	3,109	11	144	0	3,264
谷 口 純 夫	1 / 392	1,555	5	72	0	1,632
谷 口 憂 次	1 / 392	1,555	5	72	0	1,632
川 口 君 江	1 / 196	3,109	11	144	0	3,264
池 田 豊	1 / 196	3,109	11	144	0	3,264

西 山 正 子	1 / 49	12,438	43	578	0	13,059
富 士 フサコ	1 / 49	12,438	43	578	0	13,059
宮 本 フクエ	1 / 49	12,438	43	578	0	13,059
生 田 美 江	1 / 147	4,146	14	193	0	4,353
城 戸 敏 克	1 / 147	4,146	14	193	0	4,353
城 戸 孝 明	1 / 147	4,146	14	193	0	4,353
谷 本 美代子	1 / 49	12,438	43	578	0	13,059
大 竹 美智子	1 / 28	21,766	76	1,011	0	22,853
久保田 浩 徳	1 / 28	21,766	76	1,011	0	22,853
岡 田 サツキ	1 / 14	43,532	152	2,023	0	45,707
合 計		609,450	2,138	28,321	0	639,909

別記第2

収用する物件の種類及び数量

所 在	地 番	物件 番号	物 件 の 種 類		数 量	摘 要
			名 称	大 き さ 等		
愛媛県大洲市菅田町大竹字西前道外	甲330番3	1	女竹	胸高直径5.8cm未満	97.75㎡	収用地
愛媛県大洲市菅田町大竹字平塚道外	甲331番	2	女竹	胸高直径5.8cm未満	91.21㎡	
愛媛県大洲市菅田町大竹字西前道外	甲330番2	3	女竹	胸高直径5.8cm未満	32.07㎡	使用地

○愛媛県告示第1229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	今治市玉川町龍岡上字五反地甲85番1地先から 同市同町龍岡上字五反地道上甲60番7まで	令和5年12月1日

○愛媛県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒目黒山国有林2079林班ろ小班	令和5年12月1日

訓 令

○愛媛県訓令第21号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第6(第4条関係)						別表第6(第4条関係)						
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			専決者						専決者			
			知事	福祉政策局長	課長				主幹	知事	福祉政策局長	課長
男女 参画 ・ 子 育 て 支 援 課	1～5 省略					男女 参画 ・ 子 育 て 支 援 課	1～5 省略					
	6 児童 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 児童福祉施設に関するこ と。					6 児童 福祉法 の施行 に 関 す る 事 務	1 児童福祉施設に関するこ と。				
								(1) 市町が設置する施設の設 置及び廃止又は休止の届出 の受理(第35条第3項、第 11項)		—		
								(2) 国、都道府県及び市町以 外の者が設置する施設の設 置認可及び廃止又は休止の 承認(第35条第4項、第12 項)		—		
								(3) 省略				
								(4) 最低基準実施の監督(第 46条第1項)				—
								(5) 補助金の返還命令(第56 条の3)		—		
								(6) 設置認可の取消し(第58 条第1項)		—		
					(7) 実地検査(児童福祉法施 行令(以下この部において 「政令」という。)第38 条)				—			
	(1) 省略											

(2) 省略					
(3) 省略					
(4) 省略					
2 福祉の措置に関すること。					
(1) 省略					
(2) 省略					
(3) 省略					
3 児童健全育成事業の推進に関すること。					
(1) 省略					
(2) 省略					
4 保育士等に関すること。					
(1) 省略					

(8) 変更の届出の受理（児童福祉法施行規則（以下この部において「省令」という。）第37条第4項から第6項まで）					—
(9) 省略					
(10) 省略					
(11) 省略					
2 指定児童福祉司養成施設等に関すること。					
(1) 指定（第13条第3項第1号）			—		
(2) 変更の承認（政令第3条の2第3項）					—
(3) 変更の届出の受理（政令第3条の2第4項）					—
(4) 報告の受理（政令第3条の2第5項、第6項）					—
(5) 報告の徴収等（政令第3条の2第7項）					—
(6) 指定の取消し（政令第3条の2第10項）			—		
3 福祉の措置に関すること。					
(1) 縁組の承諾の許可（第33条の8第2項、第47条第1項）					—
(2) 省略					
(3) 省略					
(4) 省略					
4 児童健全育成事業の推進に関すること。					
(1) 児童委員の指揮監督（第17条第4項）					—
(2) 省略					
(3) 省略					
5 小規模住居型児童養育事業に関すること。					
(1) 事業の開始、変更、廃止又は休止の届出の受理（第34条の4）					—
(2) 報告の徴収及び立入検査（第34条の5第1項）					—
(3) 事業の制限及び停止の命令（第34条の6）			—		
6 保育士等に関すること。					
(1) 省略					
(2) 保育士の登録（第18条の18）					—

	(2) 愛媛県社会福祉審議会の意見聴取（第18条の20の2第2項）													
	(3) 特定登録取消者に係る調査及び保育士の登録に必要な情報の提供の要求（第18条の20の2第3項）													
	(4) 指定保育士養成施設卒業証明書の交付（児童福祉法施行規則第6条の6）													
7～17 省略														
備考	省略													

	(3) 指定保育士養成施設卒業証明書の交付（省令_____第6条の6）													
	7 指定保育士養成施設に関すること。													
	(1) 指定（第18条の6第1号）													
	(2) 報告の徴収等（第18条の7第1項）													
	(3) 変更の承認（政令第5条第3項）													
	(4) 変更の届出の受理（政令第5条第4項）													
	(5) 報告の受理（政令第5条第5項）													
	(6) 指定の取消し（政令第5条第6項、第7項）													
7～17 省略														
備考	省略													

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前									
別表第3 （第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項						別表第3 （第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項									
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分						
			局長	専決者					局長	専決者					
				部 長	課 長	主 幹					部 長	課 長	主 幹		
地域 福祉課	1～8 省略					地域 福祉課	1～8 省略								
	9 児童 福祉法の 施行に 関する 事務	1 省略					9 児童 福祉法 の施行 に 関する 事務	1 省略							
		2 指定障害児通所支援事業者 に関する こと。						2 指定障害児通所支援事業者 に関する こと。							
	(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略									
							(3) 聴聞決定予定日の通知 （第21条の5の15第3項第 10号、第21条の5の20第2 項）								

(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
3 指定障害児入所施設等に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
4 業務管理体制の整備に関する こと。				
(1)～(3) 省略				
5 障害児通所支援事業等に関する 立入検査に係る身分証明書 の交付（第18条の16第2 項、第34条の5第2項）			—	

(4) 指定の更新（第21条の5 の16第1項）			—	
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 勧告に従わない旨の公表 （第21条の5の23第2項）			—	
(11) 省略				
(12) 指定の取消し等（第21条 の5の24第1項）			—	
(13) 省略				
3 指定障害児入所施設等に関する こと。				
(1) 省略				
(2) 聴聞決定予定日の通知 （第21条の5の15第3項第 10号、第24条の9第3項、 第24条の13第2項）			—	
(3) 指定の更新（第24条の10 第1項）			—	
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 報告の徴収及び立入検査 （第24条の15第1項）			—	
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 勧告に従わない旨の公表 （第24条の16第2項）			—	
(10) 省略				
(11) 指定の取消し等（第24条 の17）			—	
(12) 省略				
4 業務管理体制の整備に関する こと。				
(1)～(3) 省略				
(4) 勧告に従わない旨の公表 （第21条の5の28第2項、 第24条の19の2、第24条の 40第2項）			—	
(5) 措置命令（第21条の5の 28第3項、第24条の19の 2、第24条の40第3項）			—	
5 障害児通所支援事業等に関する こと。				

					(1) 報告の徴収及び立入検査 (第34条の5第1項)				—
					(2) 当該職員の証明書の交付 (第18条の16第2項、第34条の5第2項)				—
					(3) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の6)	—			
					6 児童自立生活援助事業に関すること。				
					(1) 報告の徴収及び立入検査 (第34条の5第1項)				—
					(2) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の6)	—			
					7 一時預かり事業に関すること。				
				6 一時預かり事業に関する立入検査に係る身分証明書の交付 (第18条の16第2項、第34条の14第2項)					—
					(1) 報告の徴収及び立入検査 (第34条の14第1項)				—
					(2) 当該職員の証明書の交付 (第18条の16第2項、第34条の14第2項)				—
					(3) 措置命令 (第34条の14第3項)	—			
					(4) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の14第4項)	—			
					8 病児保育事業に関すること。				
				7 病児保育事業に関する立入検査に係る身分証明書の交付 (第18条の16第2項、第34条の18の2第2項)					—
					(1) 報告の徴収及び立入検査 (第34条の18の2第1項)				—
					(2) 当該職員の証明書の交付 (第18条の16第2項、第34条の18の2第2項)				—
					(3) 事業の制限及び停止の命令 (第34条の18の2第3項)	—			
					9 児童福祉施設等に関すること。				
				8 児童福祉施設等に関すること。					
				(1) 省略	(1) 国、都道府県及び市町以外の者が設置する施設の設置認可及び廃止又は休止の承認 (第35条第4項、第12項)	—			
				(2) 省略	(2) 省略				
					(3) 最低基準実施の監督 (第46条第1項)				—
				(1) 省略	(4) 省略				
				(2) 省略					

(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 施設の設置者等に関する情報の提供の要求(第59条第7項)	—			
9 福祉の措置に要する費用の徴収(第56条第2項、第5項)			—	
10 省略				
10~31 省略				

備考 省略

(5) 改善勧告及び改善命令(第46条第3項)	—			
(6) 事業停止命令(第46条第4項)	—			
(7) 省略				
(8) 予算の変更及び職員の解職指示(第56条の2第2項)	—			
(9) 設置認可の取消し(第58条第1項)	—			
(10) 報告の徴収又は立入調査等(第59条第1項)			—	
(11) 省略				
(12) 施設の設備の改善等の勧告(第59条第3項、第7項)	—			
(13) 勧告に従わない旨の公表(第59条第4項)	—			
(14) 事業の停止又は施設の閉鎖命令(第59条第5項、第7項)	—			
(15) 報告事項の市町長への通知及び施設の運営状況等の公表(第59条の2の5第2項)			—	
(16) 実地検査(児童福祉法施行令第38条)			—	
(17) 最低基準向上の勧告(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下この部において「基準」という。)第3条第1項)	—			
(18) 児童の遊びを指導する者の認定(基準第38条第2項第6号)			—	
10 福祉の措置に関すること。				
(1) 費用の徴収(第56条第2項、第5項)			—	
11 省略				
10~31 省略				

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

令和5年11月10日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和5年12月1日

愛媛県知事 中村時広

受験番号
1

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和5年12月1日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数 1,121,091

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,422

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 240,137

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,899	14,300
南宇和郡	17,281	5,761
松山市・上浮穴郡	429,914	138,319
今治市・越智郡	133,041	44,347
宇和島市・北宇和郡	71,843	23,948
八幡浜市・西宇和郡	34,407	11,469
新居浜市	96,614	32,205
西条市	88,201	29,401
大洲市・喜多郡	47,757	15,919
伊予市	30,284	10,095
四国中央市	70,569	23,523
西予市	30,309	10,103
東温市	27,972	9,324

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第9号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和5年12月1日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称	区分	単位	金額	備考	名称	区分	単位	金額	備考
省略					省略				
特別初診料	愛媛県立中央病院及び 愛媛県立今治病院	省略			特別初診料	愛媛県立中央病院 _____	省略		
	_____	省略				愛媛県立今治病院及び 愛媛県立新居浜病院	省略		
特別再診料	愛媛県立中央病院及び 愛媛県立今治病院	省略			特別再診料	愛媛県立中央病院 _____	省略		
	_____	省略				_____	省略		
省略					省略				

注 省略

注 省略

附 則

この管理規程は、令和6年1月1日から施行する。